

仙台市介護保険審議会 地域密着型サービス運営委員会（第9期計画期間 第1回会議）議事録

日時：令和6年6月25日（火）15:30～16:10

会場：健康福祉局第4会議室

<出席者>

【委員】

石附敬委員長、折腹実己子委員、小坂浩之委員、田口美之委員、渡邊純一委員 以上5名、
五十音順

【仙台市職員】

伊藤保険高齢部長、松田介護保険課長、大友介護事業支援課長、及川介護事業支援課居宅
サービス指導係長、磯田介護事業支援課施設指導係長

<議事要旨>

1. 開会

議事(1)～(2)について非公開 → 異議なし

2. 報告

- (1) 小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護の募集結果について（資料1）
- (2) 指定地域密着型サービスの事業の廃止について（資料2）
- (3) 事前協議事業者の辞退等について（資料3）
- (4) 指定地域密着型サービスの事業の指定事項の変更について（資料4）
- (5) 施設の整備状況について（資料5）（参考資料5-1）

事務局より説明。

石附委員長：ただいまの説明について、質問や意見はあるか。

折腹委員：資料2(1)の認知症対応型通所介護事業所の廃止について。廃止の理由が、開所時より利用者がおらず、当該事業の稼働に至っていないためとあるが、このエリアで利用定員を2としながら、利用者の確保ができなくて1年11ヶ月稼働できなかったということか。このエリアで利用者がいないということはないと思うが、利用者確保の見通しはどうだったのか。とても残念なことであるため、詳細が分かれば教えてほしい。

及川係長：まず事業の詳細についてだが、利用定員はもともと2名となっている。運営の状況については、グループホームが併設されており、グループホームの余裕スペースを活用した通所介護の運営となっている。当該事業の見通しについてはすぐに回答することは難しいが、あくまでも余裕のあるスペースを活用する方針であり、制度上、利用定員の上限が3名となっている中での利用定員2名の設定であるため、当初からの運営の計画、見通しであったと思われる。

折腹委員：とても不安定な事業のように感じた。グループホームの余裕スペースを活用して、余剰人員はいないと思うが、職員を配置しての事業だと思う。

田口委員：当該法人は市内でいくつかグループホームを運営しているか。既存事業所とセットで認知症対応型通所介護を運営しようとしたけれど利用者がいなかったのか。

大友課長：そのとおりである。当該事業者に関しては、何事業所かグループホームを市内で運営している。その中の認知症対応型通所介護について見通しが立たないということで廃止に至った。

折腹委員：わかりました。

小坂委員：資料3(2)の認知症対応型共同生活介護について。事業所の場所等が気になり前回の当委員会でも質問した。結果的に今回取り消しということだが、この地域において、そもそも利用者のニーズがあるのか。もしニーズがあったうえでこの地域で実施するということであれば、当該事業者は収益構造の課題克服ができなかったということだが、今後当該地域の整備を優先的に進めていく流れはあるのか。

礒田係長：グループホームに関しては、既に全中学校区に配置されている。プラスで運営できるところに関して整備していく方針であるため、今後当該地域に整備する可能性はある。当該事業者に関しては、既存のグループホーム2つの収益構造の改善が難しく、新たに整備すると今後立ち行かなくなる可能性があったため、取り消しという判断をした。

小坂委員：すごくニーズが強い地域ではなく、整備の一環ということか。

礒田係長：そのとおりである。

小坂委員：わかりました。

折腹委員：参考資料5-1について。小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の整備が十分ではない状況が以前から続いており、特に看護小規模多機能型居宅介護については手をあげる事業者が少なかったが、今回、資料1にある1事業者が手を挙げたことは良かったと思う。小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護については、特にサービスが柔軟に利用できるメリットがある。利用する高齢者にとっても非常に使いやすいサービスであり、使う方法についてはケアマネジャーが十分に熟知し、サービスの説明をしながら利用につ

なげていく必要がある。今後、未整備である空白部分を第9期計画の3年間で埋めることは難しいと思うが、ぜひとも各中学校区の整備を進めてもらいたい。

及川係長：当方でも小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の整備が進まない現状は捉えている。サービスの理解の促進を課題の1つと考えているため、周知を図っていきたいと考えている。

3. 議事

(1) 指定地域密着型サービス事業者の指定について(資料6)(参考資料6-1)

事務局より説明。

石附委員長：ただいまの説明について何か質問はあるか。

石附委員長：質問がなければ、資料にある事業所を指定してよろしいか。

⇒異議なし。

(2) 指定地域密着型サービス事業者の指定の更新について(資料7)(参考資料7-1)

事務局より説明。

石附委員長：ただいまの説明について何か質問はあるか。

小坂委員：参考資料7-1に記載のある地域密着型通所介護事業所について。従業員の勤務実績を示す資料を整備していなかったとあるが、いわゆる全てのスタッフなのか、一部のスタッフなのか。

事務局：家族で運営している事業所であり、家族である法人役員2名と、3名が雇用契約を結んで雇用されている職員である。運営指導当日、従業員の出勤簿が確認できず、雇用契約を結んでいる方に関しては他の法令に違反する可能性もあり、役員の方にとっても必要な職種の配置を確認するうえで必要な書類であるため、従事されている方全員分の出勤簿を作成するよう指導し、全員分作成されたことを確認した。

折腹委員：参考資料7-1に記載のある地域密着型通所介護事業所について。個別機能訓練加算(I)イ及びロについて、令和5年9月に人員配置要件を満たしていないにも関わらず、当該加算を算定している日があり、過誤調整を行い、利用者負担分を返金したということだが、9月に何日間くらいあり、利用者何名に対し過誤調整を行ったのか。また、今後の対策をどう立てたのかを教えてほしい。

及川係長：何日何人かは確認しないと回答できないが、件数としては50件であった。9月で加算要件を満たしている日もあれば、満たしていない日もあったということで、満たしていない日かつ算定非該当の人数を足しあげて50件となっている。対策に関しては、人員に関する基準のうちの機能訓練指導員の配置基準を満たしている日に算定しているかを請求時にダブルチェックすることを確認している。

折腹委員：現場の職員がきちんと記録をとって必要な指導ができる体制、あるいは、行ったサービスの記録をとっておき、プランと実施、結果を照らし合わせられる体制が整えられていないとならない。数だけのチェックではなく、質的なチェックも含めてしっかり確認できるとよい。

石附委員長：参考資料7-1に記載のある認知症対応型共同生活介護事業所について。身体拘束等の適正化のための取り組みが不十分であったとは、具体的にどのような状況か。

礒田係長：身体拘束等の適正化ということで、身体拘束を実施していたわけではなく、基準上、適正化の対策をとるようという基準があり、その中で、委員会を定期的開催しなければならないことや、研修を定期的実施しなければならないとされている。その点が改善を要するということで指摘した。改善状況としては、直近の委員会会議録や研修の実施記録より改善を確認した。

石附委員長：委員会や研修をきちんと実施できる体制が整えられたということですね。

礒田係長：そのとおりである。

石附委員長：他に質問がなければ、資料にある事業所の指定を更新してよろしいか。

⇒異議なし。

4. その他

石附委員長：最後に事務局から連絡事項はあるか。

事務局、保険高齢部長から挨拶。

委員長から挨拶。

5. 閉会